

# 愛媛県出資法人経営評価指針に基づく平成 24 年度経営評価結果（総括）

## 愛媛県出資法人経営評価専門委員会

### 1 平成 24 年度経営評価の進め方

「愛媛県出資法人経営評価指針」に基づく経営評価の 2 年目となる平成 24 年度においては、昨年度に引き続き、経営評価検証シートをもとに、22 の出資法人及び所管課で実施した自己点検評価（1 次評価）を踏まえ、当委員会による外部評価（2 次評価）を実施した。

#### (1) 重点経営評価法人の選定

上記の書面による経営評価をベースに、今年度から新たに重点的に経営評価を行う法人を選定し、出資法人及び所管課に対して現地調査・ヒアリングを実施した。

#### (2) 重点的調査項目の設定

財団法人における基本財産の適切な運用に資するため、運用状況等を調査した。

#### 《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
平成 24 年 6～7 月	各法人・県所管課による 1 次評価及び、重点的調査の実施	
8 月 29 日	第 1 回経営評価専門委員会	24 年度の進め方協議、1 次評価結果確認
	第 1 回打合せ	重点経営評価法人の選定、重点的調査の結果確認
10 月 26・30 日	現地調査・ヒアリング	（財えひめ女性財団（県男女共同参画センター）、財愛媛県廃棄物処理センター（同東予事業所）、財えひめ海づくり基金
12 月 20 日	第 2 回打合せ	2 次評価(案)協議
平成 25 年 1 月	2 次評価の検討、各法人への確認等	
3 月 25 日	第 2 回経営評価専門委員会	2 次評価の審議・決定

### 2 基本的取組事項

指針に定める基本的取組事項に対する評価の総括は、次のとおりである。

#### (1) 出資法人の自主性・自律性の向上

##### ① 組織体制の見直し ⇒ 新公益法人制度に 24 年度は 4 法人が移行予定

平成 24 年度当初において、新公益法人制度への移行手続き等を行う必要がある出資法人（特例民法法人）は 6 法人（移行対象 15 法人のうち、23 年度までに 9 法人が移行済）で、そのうち 1 法人は平成 24 年 8 月に移行し、3 法人は、現在、移行申請済みであり、平成 24 年度中に移行手続きを完了する方針である。

新制度への移行申請期限が平成 25 年 11 月末と目前に迫っており、残る 2 法人については、当該期限内に確実に手続きを実行する必要がある。

《新公益法人制度への対応状況》

(平成 25 年 3 月 25 日現在)

法 人 名	移行手続き実施時期				備 考
	22	23	24	25	
(公財)愛媛県動物園協会	済				H22.6.1 移行
(公財)愛媛県暴力追放推進センター	済				H22.12.1 移行
(公財)伊方原子力広報センター	済				H23.4.1 移行
(公財)愛媛県文化振興財団		済			H24.4.1 移行
(公財)えひめ産業振興財団		済			H24.4.1 移行
(公財)松山観光コンベンション協会		済			H24.4.1 移行
(公財)愛媛県国際交流協会		済			H24.4.1 移行
(公財)愛媛の森林基金		済			H24.4.1 移行
(公財)愛媛県埋蔵文化財センター		済			H24.4.1 移行
(公財)えひめ農林漁業担い手育成公社			済		H24.8.1 移行
(財) えひめ女性財団			○		県公益認定等審議会から公益財団法人への移行認定答申済 (H24.12)
(財) 愛媛県スポーツ振興事業団			○		県公益認定等審議会から公益財団法人への移行認定答申済 (H25.2)
(財) えひめ海づくり基金			○		県公益認定等審議会から公益財団法人への移行認定答申済 (H25.1)
(財) 愛媛県廃棄物処理センター				○	一般財団法人への移行を予定
(社) 愛媛県園芸振興基金協会				○	公益社団法人への移行を予定
合 計 15 法人	3	6	1	1	移 行 済 10 法人
			3	2	移行手続中又は移行予定 5 法人

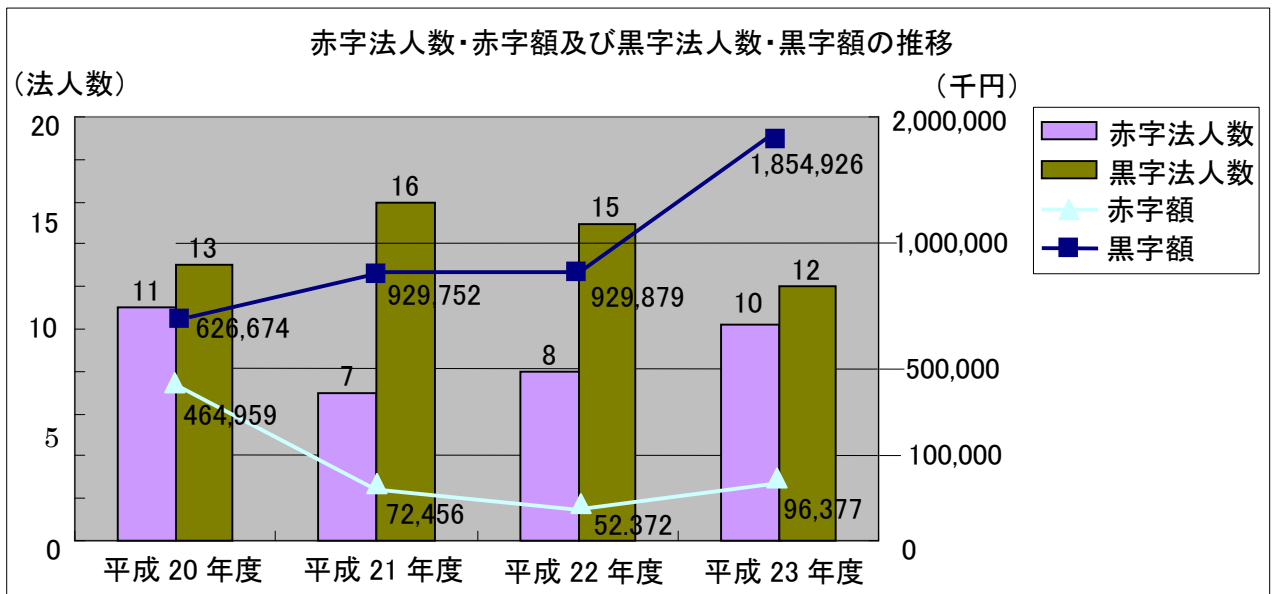
② 経営基盤の充実・強化 ⇒ 赤字法人 2 法人増、赤字額約 4,400 万円増 (23 年度決算)

平成 23 年度決算において、赤字を計上した法人は 10 法人であり、前年度と比較し 2 法人増加している。赤字額合計は 96,377 千円となり、前年度より 44,005 千円増加した。赤字額の増加は、愛媛県土地開発公社が 23 年度から受託した大規模買収事業が、事業初年度のため準備作業中心で、用地補償契約実績に基づき支払われる委託料が少なくなったこと (39,770 千円減) が主な要因であるほか、単年度の赤字額が 1 千万円を超える法人が 3 法人 (21 年度は 2 法人、22 年度は 1 法人) に増加したことがある。これら 3 法人の赤字の原因は、主たる収入となっている事業受託に伴う委託料や指定管理者施設の利用料金収入の減収であり、収支の両面で早急に有効な対策をとり、早期黒字化を図る必要がある。

一方、黒字を計上した法人は 12 法人と、前年度と比較し 3 法人減少したが、黒字額合計は 1,854 百万円となり、前年度より約 925 百万円増加した。その主な要因は、愛媛県廃棄物処理センターにおいて、微量 PCB 絶縁油抜油後の容器等を無害化处理するため、国及び県から施設改造に係る補助 (約 671 百万円) があったことなどによるものである。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減 (H22⇒23)
赤字法人数	11 法人	7 法人	8 法人	10 法人	2 法人
赤字額	464,959 千円	72,456 千円	52,372 千円	96,377 千円	44,005 千円 (84.0%増)
黒字法人数	13 法人	16 法人	15 法人	12 法人	△3 法人
黒字額	626,674 千円	929,752 千円	929,879 千円	1,854,926 千円	925,047 千円 (99.5%増)
法人数	24 法人	23 法人	23 法人	22 法人	1 法人

- (注) 1 赤字は、公益法人については当期経常増減額が減少したもの、会社法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握
- 2 平成 21 年度から、(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と(社)愛媛県野菜価格安定基金協会が統合して(社)愛媛県園芸振興基金協会となったため、法人数が1法人減
- 3 平成 23 年度から、(財)愛媛県水産振興基金と(財)愛媛県栽培漁業基金が統合して(財)えひめ海づくり基金となったため、法人数が1法人減



《参 考》

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減 (H22⇒23)
資産合計	49,452,471 千円	51,247,948 千円	50,473,764 千円	50,662,353 千円	188,589 千円 (0.4%増)
負債合計	22,317,799 千円	24,170,471 千円	22,794,103 千円	21,449,537 千円	△1,344,566 千円 (5.9%減)
正味財産又は 純資産合計	27,134,672 千円	27,077,477 千円	27,679,661 千円	29,212,815 千円	1,533,154 千円 (5.5%増)

③ 役職員数及び給与制度の見直し ⇒ 役員は4.8%減、職員は前年並み(23年度末)

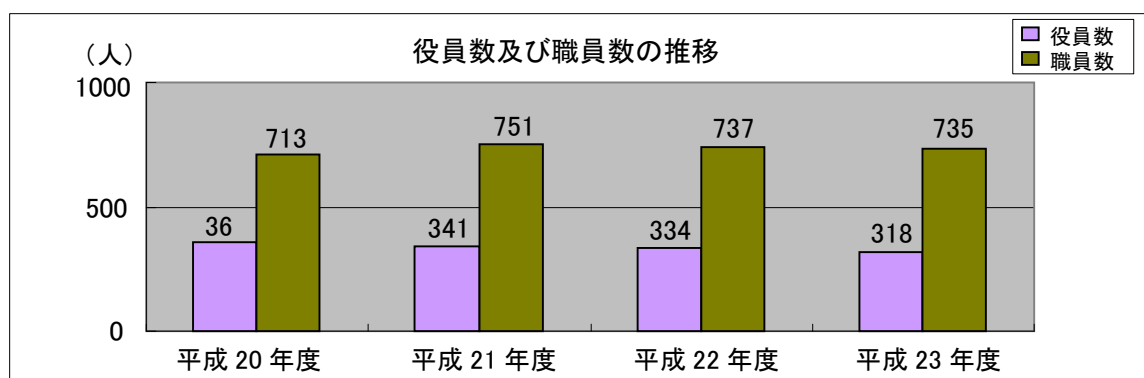
平成22年度から23年度にかけて、役員数は、水産関係2団体の統合に伴い概ね半数(31人→17人)となったことなどにより16人の減少となった。職員数については、大きな変化はなかった。

給与制度の見直しについては、非正規職員の正規職員雇用(4法人)のほか、プロパー職員の昇給昇格、定期昇給時の勤務評価制度の導入、非正規職員の給与引上げに取り組んだ法人があった。引き続き業績や経営状況の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善にも取り組まれない。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減(H22⇒23)
役員数	361人	341人	334人	318人	△16人 (4.8%減)
職員数	713人	751人	737人	735人	△2人 (0.3%減)

(注) 1 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む。

2 役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上。



(2) 県の関与の適正化

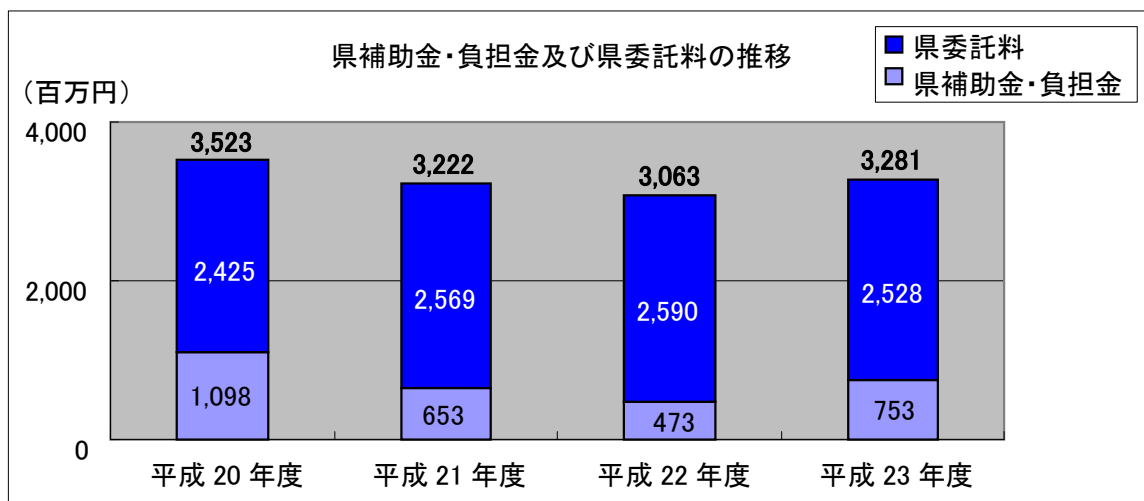
① 財政的な関与の見直し ⇒ 県補助金・負担金・委託金は7.1%増(23年度)

平成22年度から23年度にかけて、県補助金・負担金は2億8,000万円増加(前年度1億8,100万円減)した。主な要因は、愛媛県廃棄物処理センターの微量PCB廃棄物処理に伴う施設改造(2億2,400万円増)、愛媛の森林基金の10年計画の最終年度となる除間伐等の実施(7,733万円増)、愛媛県社会福祉事業団の福祉施設の大規模改修(5,968万円増)となっており、これらの補助は、いずれも単年度限りのものである。

県委託料は、6,200万円減少(前年度2,100万円増)したが、主な要因は、愛媛県土地開発公社において、用地補償契約実績に基づき支払われる委託料が減少したこと(約3,700万円減)、えひめ産業振興財団が指定管理者となっている県有施設の修繕工事費の減少、産業情報総合ネットワークの廃止など(2,893万円減)が挙げられる。

県の財政的な関与については、法人の設置目的やその公共性の度合いを踏まえたうえで、県の政策目的との整合性を図りながら、適正なものとなるよう努めていく必要がある。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減(H22⇒23)
県補助金・負担金	2,425百万円	653百万円	473百万円	753百万円	280百万円 (59.2%増)
県委託料	2,425百万円	2,569百万円	2,590百万円	2,528百万円	△62百万円 (2.4%減)
計	3,523百万円	3,222百万円	3,063百万円	3,281百万円	218百万円 (7.1%増)

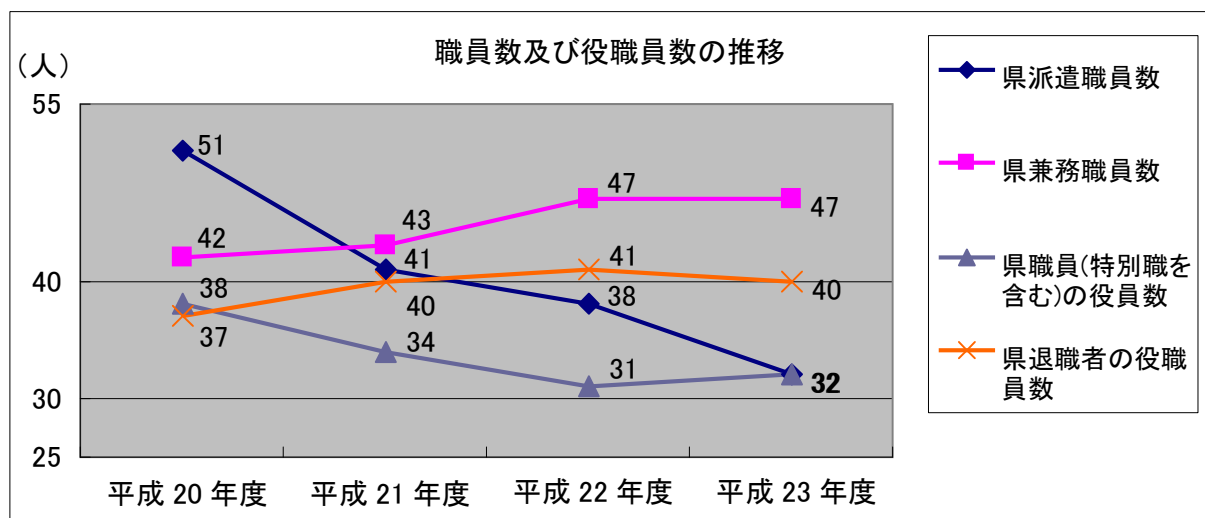


② 人的関与の見直し ⇒ **県職員派遣は 13.1%減、県OB役職員は前年並み(23年度末)**

平成 22 年度から 23 年度にかけ、県派遣職員は、えひめ産業振興財団は 4 人（9 → 5 人）、愛媛県埋蔵文化財センターは 2 人（6 → 4 人）減少したが、その他の法人では変動はなかった。その他、県退職者の役職員数、県兼務職員、県職員の役員数については、ほとんど変動はなかった。今後も、県としての人的関与は、必要最小限に留めるよう努めていく必要がある。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減 (H22⇒23)
県派遣職員数	51 人	41 人	38 人	32 人	△ 6 人
県兼務職員数	42 人	43 人	47 人	47 人	0 人
県職員(特別職を含む)の役員数	38 人	34 人	31 人	32 人	1 人
県退職者の役職員数	37 人	40 人	41 人	40 人	△ 1 人
計	168 人	158 人	157 人	151 人	△ 6 人

(注) 県退職者が役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上しているが、平成 23 年度はこれに該当する者は 9 人





- (3) 法人情報等の積極的な開示等 ⇒ 自らのホームページ未開設であった2法人が開設**  
昨年度は、瑕疵担保責任の履行など残務事務を行っている愛媛県住宅供給公社を除き、2法人に対して自らのホームページの開設を促していたが、平成24年度中に開設した。今後は、いずれの法人もその内容を充実させ、県民の理解と信頼を得られるよう努められたい。

### 3 平成24年度経営評価全般を通じて

- (1) 出資法人の経営状況全般 ⇒ 大きな損失を発生することなく概ね堅調な状況を維持**

国では、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」を策定し、平成21年度から25年度にかけ、第三セクター等改革推進債の活用も念頭におきつつ、先送りすることなく抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むべきとしており、来年度は、その最終年度となっている。

本県では、当該指針策定に先駆け、平成18年度から22年度にかけ、「県出資法人改革プラン」に基づき出資法人の点検評価を行い、廃止、統合を行うとともに、23年度からは、「愛媛県出資法人経営評価指針」に基づき経営評価を行っている。

この結果、全国的に経営が行き詰っているものが多い地方三公社について、本県では、土地開発公社は塩漬けの土地を有しておらず、地方道路公社はすでに廃止済であるほか、地方住宅供給公社においては、事業撤退に伴う残務事務の処理のみを行っている状況であり、既に必要な対応はとられている。

また、唯一債務超過に陥っている愛媛県廃棄物処理センターは、設備投資、収益改善対策を講じたことにより、経営状況の回復が見られているほか、その他の法人についても、大きな損失を抱えることなく概ね堅調な経営状況となっている。

しかしながら、昨今の低金利により財団法人の運用益の低迷や、経営が順調であった法人が利用者減による連続赤字を計上するなど、出資法人の経営状況は、決して楽観できるものではない。経営上問題が顕在化していない法人も含め、効率的、効果的な運営が行われるよう、必要な見直しと点検を今後も継続して行う必要がある。

- (2) 財団法人の基本金（基本財産）の運用状況等について**

これまで、公益法人の基本財産の管理運用については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、「安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できる」運用が求められてきた。新公益法人制度では、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律で内部統治（ガバナンス）に関する事項が定められているが、基本財産の管理運用に関することについては、「基本財産があるときは、・・・事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項）とされている以外に特に定めはなく、同法の趣旨に従い、法人自らの責任において適正な管理運用を行うことが求められる。

このため、今後の財団法人における基本財産の適切な運用に資するため、この点について、今年度、重点的調査項目に設定し、留意点を整理した。

- ① 現在の運用状況 ⇒ 概ね堅実な運用だが、低金利で思うように運用益が得られず**

平成23年度末時点において、財団法人14法人の基本財産総額は約121億円で、債券による運用総額は110億円（10法人）、預金による運用が11億円（14法人）で、基本財産が1,500万円以下の法人は預金の運用のみとなっている。

債券で運用している法人においては、1法人を除き、すべて国、地方公共団体、政府関係機関発行の公債により運用している。公債以外で運用しているえひめ海づくり基金では、国債のほか、アルゼンチン債と、仕組債である社債を2年前から保有している。

ほとんどの法人では、公債により安全、確実な方法で運用が行われているが、設

立当時に比べて低金利の状況下にあるため、収入確保に苦慮しており、特に基本財産の運用益を主な収入源としている法人で基金や繰越金の取崩しでの対応が続くと、将来の法人運営が不安定になる恐れがある。

最近では、運用期間の満了に伴い、金利の高い長期の公債に買い換えるケースがあるが、運用期間中の金利低下により、更新前の金利の維持がやっとという場合も見受けられる。このため、基本財産の運用方法の改善以外にも収支構造の改善に資する取組みも不可欠であり、収益事業の展開、利用者負担の導入など、幅広い検討が必要である。

**② 運用関係規程の整備 ⇒ 今後、基本財産の運用に関する指導監督基準が適用されないため、運用に関するルールづくりが必要**

一般的に公債より高い金利による運用が可能とされる債券については、より高いリスクを伴うほか、仕組債のように複雑な構造を有する金融商品もあり、少人数の執行体制で運営が行われる出資法人が、多様で複雑な債券によってリスクを管理しながら安全・確実な運用を行うことは容易ではない。

当委員会としては、公金を含む基本財産の運用は、県の公金管理方針で定める基金の運用管理方法と同じく、できるだけリスクを避け、損失を出すことのないように行われるべきであることから、安全、確実な公債によることが基本と考える。

一方で、新公益法人制度のもとでは、法人自らの自主的・自律的な運営が認められることから、法の趣旨の範囲内で、収支構造の改善を図ることを目的として、基本財産を公債以外で運用することも考えられるところである。

しかし、その場合においても、基本財産に含まれる県の出資金は、県民の負担によって行われたものであり、不適切な運用により棄損することないよう、法人のしっかりとしたガバナンスと適切な情報開示の確保が必要である。

このため、各法人においては、公債においてのみ運用する場合も含め、法人としての運用方針、運用対象、意思決定・執行管理の手続き、責任体制などを明確にするための規程を整備するとともに、適切な情報開示のルールを定めることにより、運用に関する責任ある意思決定と適切な執行管理が行われる体制を確立すべきである。

## 県経営評価指针对象法人の経営状況等一覧(平成23年度決算)

○対象法人: 22法人(公益財団法人3、財団法人11、社団法人1、会社法人4、社会福祉法人1、特別法人2)

(単位:千円)

法人名	業務概要	法人形態	設立期		法人の経営状況							
			元号	年	正味財産増減計算書・損益計算書					貸借対照表		
					当期経常増減額又は経常利益(損失) ※1				当期正味財産増減額又は当期利益(損失) ※2	資産合計	負債合計	正味財産又は純資産合計
					20年度	21年度	22年度	23年度				
愛媛県文化振興財団	各種文化事業の実施	公財	昭和	55	△ 3,161	3,843	1,171	△ 1,975	3,144	1,977,379	170,042	1,807,337
愛媛県スポーツ振興事業団	各種スポーツの振興	財	昭和	49	20,981	26,418	37,686	24,838	59,249	1,147,591	172,379	975,212
えひめ女性財団	女性の地位向上と社会参画の促進	財	平成	3	324	2,443	9,853	3,250	2,999	1,076,219	38,851	1,037,368
愛媛県廃棄物処理センター	廃棄物処理施設の運営	財	平成	5	△ 346,331	△ 37,004	162,061	1,216,189	1,216,189	3,696,126	3,786,641	△ 90,515
伊方原子力広報センター	原子力及びその平和利用に関する知識の普及啓発	公財	昭和	58	△ 3,330	△ 1,790	△ 1,959	△ 1,797	△ 1,797	57,560	11,276	46,284
えひめ産業振興財団	地域産業の技術高度化及び新事業創出の支援等	公財	昭和	61	19,364	89,705	44,528	△ 13,216	△ 13,777	16,667,477	13,681,113	2,986,364
松山観光コンベンション協会	コンベンションの誘致及び支援等	公財	平成	3	△ 1,020	△ 331	△ 527	17,005	16,973	612,015	57,689	554,326
愛媛県国際交流協会	国際交流事業の実施	公財	平成	1	△ 5,360	1,066	△ 6,463	△ 5,613	△ 5,220	1,550,257	3,914	1,546,343
えひめ農林漁業担い手育成公社	農地保有合理化事業並びに農林漁業後継者の確保及び育成	公財	昭和	46	163	52,947	1,362	4,018	3,816	1,915,014	484,696	1,430,318
愛媛の森林基金	森林の造成整備及び緑化等の促進	公財	昭和	61	△ 20,741	△ 6,531	8,530	△ 3,519	△ 6,721	1,203,907	110,452	1,093,455
園芸振興基金協会(旧愛媛県果実生産出荷安定基金協会分) ※3	果実の生産から流通加工全般にわたる総合的な需給安定対策の実施	社	昭和	47	△ 2,542							
園芸振興基金協会(旧愛媛県野菜価格安定基金協会分) ※3	野菜の生産及び価格の安定の推進	社	昭和	46	△ 1,082	△ 7,494	△ 3,673	△ 2,628	△ 1,009	738,114	26,462	711,653
えひめ海づくり基金(旧愛媛県水産振興基金分) ※4	水産業の振興対策事業、漁業操業の安全対策事業及び漁場環境の保全対策事業の実施	財	昭和	49	26,312	2,608	6,564					
えひめ海づくり基金(旧愛媛県栽培漁業基金分) ※4	栽培漁業の推進に係る事業の実施	財	昭和	61	74,423	38,185	△ 3,525	10,568	21,311	2,800,505	14,922	2,785,583
愛媛県動物園協会 ※5	愛媛県立とべ動物園の運営管理	公財	昭和	62	3,396	73,675	7,698 △ 36,637	△ 29,388	△ 36,829	508,932	330,877	178,055
愛媛県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の保護思想の普及	公財	昭和	52	△ 41,806	6,618	4,096	4,653	1,012	253,929	117,445	136,484
愛媛県暴力追放推進センター ※5	暴力追放運動の推進及び被害者からの相談処理	公財	平成	4	1,912	1,506	746 △ 1,192	△ 899	△ 899	666,918	1,528	665,390
松山空港ビル㈱	松山空港ターミナルビルの管理運営等	株	昭和	53	452,483	454,879	456,355	403,728	222,590	4,112,337	539,589	3,572,747
愛媛エフ・イー・ゼット㈱	国際産業交流拠点施設及び国際物流高度化基盤施設の管理・運営等	株	平成	5	△ 14,261	△ 7,720	11,830	20,360	12,165	4,791,392	1,310,812	3,480,580
松山観光港ターミナル㈱	松山観光港ターミナルビルの管理運営等	株	平成	10	5,651	7,373	2,572	2,762	1,029	744,805	100,114	644,691
南レク㈱	南予レクリエーション都市公園施設の管理、利用促進	株	昭和	48	9,266	22,290	16,777	13,323	7,147	720,498	184,625	535,873
愛媛県社会福祉事業団	県立社会福祉施設の受託経営等	社福	昭和	47	12,309	146,117	184,430	134,232	184,600	4,931,881	146,758	4,785,123
愛媛県土地開発公社	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の実施	特	昭和	48	△ 25,325	△ 11,586	△ 6,840	△ 37,243	△ 37,243	466,682	159,352	307,330
愛媛県住宅供給公社	居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地の供給	特	昭和	40	90	79	64	△ 99	△ 99	22,815	0	22,815
県経営評価指针对象法人の赤字法人の状況	赤字法人数			11	7	8	10	9		50,662,353	21,449,537	29,212,816
	赤字額計			△ 464,959	△ 72,456	△ 52,372	△ 96,377	△ 103,594				
県経営評価指针对象法人の黒字法人の状況	黒字法人数			13	16	15	12	13				
	黒字額計			626,674	929,752	947,879	1,854,926	1,752,224				

※1: 特例民法法人及び公益財団法人は(正味財産増減計算書上)当期経常増減額、会社法人は(損益計算書上)経常損益、社会福祉法人は(事業活動収支計算書上)当期活動経常収支差額、特別法人は(損益計算書上)経常損益を記載。

※2: 特例民法法人及び公益財団法人は(正味財産増減計算書上)当期正味財産増減額、会社法人は(損益計算書上)当期損益、社会福祉法人は(事業活動収支計算書上)当期活動収支差額、特別法人は(損益計算書上)当期損益を記載。

※3: (社)愛媛県園芸振興基金協会は、(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と(社)愛媛県野菜価格安定基金協会が平成21年7月1日付けで統合した法人であるため、平成20年度までは旧法人ごとの記載となっている。

※4: (財)えひめ海づくり基金は、(財)愛媛県水産振興基金と(財)愛媛県栽培漁業基金が平成23年4月1日付けで統合した法人であるため、平成22年度までは旧法人ごとの決算となっている。

※5: (公財)愛媛県動物園協会及び(公財)愛媛県暴力追放推進センターは、平成22年度中に新公益法人制度へ移行したため、移行前と移行後に2回決算を行ったことから、正味財産増減計算書の数字については、それぞれ2段階書きにしている(上段:移行前、下段:移行後)。

※6: ※5のように、単年度に複数の決算を行っている場合は、当該決算の当期正味財産増減額等を合計した額で、黒字、赤字を判断